平成２５年（フ）第７４３号
広島市佐伯区五日市駅前２丁目18番20―603号
債務者　西　　香織
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９７号
山口県下関市彦島塩浜町１丁目28番３―208号　市営彦島塩浜住宅１
債務者　原　　久雄
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
山口県下関市壇之浦町３番50号
債務者　松本　俊彦
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
山口県下関市上田中町１丁目４番７号
債務者　山本　義郎
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
愛媛県新居浜市垣生２丁目11番15―110号、前住所愛媛県四国中央市中之庄町1519番地　篠永アパート２号
債務者　髙橋麻衣子（旧姓伊藤・濱田）
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第３７号
愛媛県越智郡上島町生名479番地
債務者　上村　栄司
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第２６７号
大分県別府市南町６番21号　啓照ビル202号
債務者　平野ちはる
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２３４号
宮崎市清武町今泉甲109番地　さくらコーポＢ棟102号、前住所宮崎市清武町今泉甲832番地５　メゾンドアール103号
債務者　三谷学こと　姜　　願福
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０３号
宮崎県延岡市大貫町４丁目2928番地
債務者　植杉ミチル
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２５年（フ）第２７２号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目12番23号　コーポグリーンウッド102号
債務者　井上　良子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４４号
長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪2001番地12
債務者　矢ヶ崎和江
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（フ）第２１１号
兵庫県伊丹市西野３丁目98番地２　ウエストハイム102号
債務者　笹井亜由美（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
広島県呉市焼山西１丁目６番３号
債務者　渡邉　香織（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１２０号
広島県呉市南辰川町６番29号
債務者　松本　貴子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第９３号
徳島県徳島市南前川町３丁目11番地の２　ラ・リュンヌドール202号室
債務者　谷本　　治
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１７８号
徳島県板野郡板野町大寺岡ノ前35番地１　板野第２団地９―15
債務者　吉岡　好枝
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１４１号
富山市布瀬町南１丁目21番地19　セジュール布瀬
債務者　安榮千鶴子
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月13日まで
富山地方裁判所民事部